（前のページより続き）

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

府　令

○内閣府令第四十号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第七号中「及び地域限定通訳案内士」を「、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」に改める。

附　則

この府令は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

省　令

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第一項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年八月一日

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第1中8及び9を削り、10を8とし、11を9とし、12を削り、13を10とし、同様式（記載上の注意）中8及び9を削り、10を8とし、11を9とし、12を削り、13を10とする。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

○財務省令第三号

経済産業省令第三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

平成二十三年八月一日

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　海江田万里

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

附　則

この省令は、総合特別区域法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

○文部科学省

厚生労働省令第二号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月一日

文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「学科主任である者」の下に「又は平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任となった者若しくは福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任となった者」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　この省令の施行の際現に教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者（以下この条において「免許状所持者等」という。）平成二十六年三月三十一日までの間

附則第六条第二項第二号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　免許状所持者等　平成二十六年三月三十一日までの間

附則第六条第三項第二号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十九号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四岩手の款一関の項管轄区域の欄中「、東磐井郡」を削り、同表栃木の款管轄区域の欄中「、栃木市」の下に「（鹿沼労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を加え、同款鹿沼の項管轄区域の欄を次のように改める。

栃木市のうち西方町、鹿沼市	